

9 保育料の納付

※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当します。

※「認定こども園・地域型保育事業所」は保育料を各施設へ納付していただくこととなりますので、ご不明な点等がありましたら、各施設へお問合せください。

- (1) 保育料の納付方法は、「納付通知書（納付書）」、「口座振替」または、「キャッシュレス決済（PayPay、au Pay等）」がありますが、原則として「口座振替」の利用をお願いします。なお、口座引き落としの開始は、手続きから1～2か月程度かかります。※納付書でのお支払いは市役所、金融機関のほかコンビニエンスストアでもできます。
- (2) 保育料の納付期限は当該月の末日です。（月末が土曜・日曜・祝日等で金融機関が休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。）
- (3) 保育料の納付が確認できない場合（残高不足により口座からの引き落としができなかった場合や納期限以降に納付した場合も含む）は、督促状を発送します。
- (4) 保育料の納付が遅れた場合
 - ① 保育料を2か月以上滞納されると、自主退所していただくことがあります。
 - ② 長期にわたり保育料の滞納があると、給料や財産等の差し押さえを行います。
 - ③ 利用申込書の同意事項に記載のとおり、認可保育所を利用する場合は、鹿屋市長から支給を受ける児童手当(児童手当及び特例給付)の額から保育料の支払いに充てる場合があります。
- (5) 特別な事情により保育料の納付が困難な方や納付が遅れる場合は、必ず市子育て支援課にご相談ください。

《口座振替依頼書の記入例》

当初利用申込み分については、各金融機関への手続きを市で代行いたしますので、「鹿屋市歳入金 預金口座振替依頼・自動払込利用申込（廃止届）書」を、申込期間内に市子育て支援課又は各総合支所住民サービス課に提出してください。
 ※ただし、ゆうちょ銀行分については、郵便局（簡易含む）において手続きを行ってください。また、年度途中入所申込み分についても、直接、各金融機関において手続きを行ってください。（口座振替依頼書は、保育料だけでなく、税金等も一緒になっております。）

鹿屋市歳入金 預金口座振替依頼・自動払込利用申込（廃止届）書

私は、下記歳入金を口座振替・自動払込により納付（変更（ゆうちょ銀行を除く）・廃止）したいので依頼します。

申込区分	① 新規 2. 変更 3. 廃止	申込年月日	年 月 日
納入義務者	住所 鹿屋市共栄町 20 番 1 号	生年月日	令和〇年〇月〇日
フリガナ	ホイク タロウ	電 話	090-1234-5678
氏名	保育 太郎		

口座振替・自動払込により納付（変更（ゆうちょ銀行を除く）・廃止）する歳入金の種目・払込方法（該当するものを○で囲んでください）
 ※注意 「全納」で振替不能となった場合には、当該年度は期別での振替（払込）となります。翌年度は再び「全納」での振替（払込）となります。また、年度の途中で「全納」の依頼をされた場合は、申込年度は期別での振替（払込）となります。

種目（種別コード）	払込方法	種目（種別コード）	払込方法
個人市県民税(35)	全納・期別	後期高齢者医療保険料(30)	全納・期別
固定資産税・都市計画税(35)	全納・期別	畜産環境センター処理手数料(30)	期別
軽自動車税(35)	全納	住宅使用料(25)	期別
国民健康保険税(35)	全納・期別	教職員住宅使用料(25)	期別
介護保険料(28)	全納・期別	集落排水水(30)	期別
保育所(保育料)(30)	期別	高齢者生活援助活動事業利用料(30)	期別
奨学資金(30)	期別	定住促進住宅用地貸付料(25)	期別

振替(払込)開始年月	年 月	振替(払込)日	鹿屋市が指定する日(土、日、祝日の場合は翌営業日)
------------	-----	---------	---------------------------

※注意 月の15日までに受付けた分については翌月から、それ以降の分については、翌々月からの振替（払込）となります。

金融機関名	銀行	金融機関コード	
口座種別・番号	普通 2 当座 3 納税準備預金 4 従業員預り金 5 その他	支店	1 2 3 4 5 6 7
口座名義人住所	鹿屋市共栄町 20 番 1 号	通帳届出印	
口座名義人フリガナ	ホイク タロウ		
口座名義人氏名	保育 太郎		

種目コード	166 176	通帳記号	1 2 3 4 0	通帳番号(右詰め記入)	1 2 3 4 5 6 7 8
ゆうちょ銀行	払込先口座番号	02090-5-960118	払込先加入者名	鹿屋市	
	口座名義人住所	鹿屋市共栄町 20 番 1 号	通帳届出印		
	口座名義人フリガナ	ホイク タロウ			
	口座名義人氏名	保育 太郎			

「保護者」となります。

「電話」は、昼間連絡が取れる方で口座振替についてわかる方の電話番号を記入してください。

「保育所(保育料)」となります。

「ゆうちょ銀行」以外の金融機関

「ゆうちょ銀行」の場合

「1. 新規」「2. 変更」「3. 廃止」を選んでください。

申込書は3枚複写になっていますので、3枚とも押印してください。

「届出印」を押印してください。

保育料の納付は口座振替で！

「認可保育所」を利用される保護者の皆様へ

鹿屋市では保護者の利便性の向上と保育料収納率向上のため、保育料の納付については、原則、口座振替によるものとさせていただいております。つきましては、申請等の手続きを下記のとおり行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、金融機関への手続きは、新年度当初申込受付期間に限り、市で代行いたします。
(ただし、ゆうちょ銀行を除く)

1 手続きが必要な方

在園児童・・・令和4年度も引き続き利用される方で、現在納付書で納付されている方
新規児童・・・令和4年度から認可保育所を利用される方

2 手続きが不要な方

きょうだい[※]が現在(令和3年度中)入所しており口座振替申込済みの方

3 申込手続き

(1) 申込方法

口座振替依頼申込書(3枚複写)に記入・押印のうえ利用申込書とともに市子育て支援課又は各総合支所住民サービス課に提出してください。

※記入例をよくお読みのうえ、記入漏れのないようお願いします。

なお、利用者が複数いる場合でも振替依頼申込書は1部(世帯ごと)で結構です。

(2) 申込期間

在園児童・・・令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)まで
新規児童・・・令和3年11月1日(月)から令和3年12月24日(金)まで

(3) 利用できる金融機関【鹿屋市指定金融機関及び収納代理金融機関で下記のとおり】

- ・鹿児島銀行 ・宮崎銀行 ・宮崎太陽銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島信用金庫
- ・鹿児島相互信用金庫 ・鹿児島興業信用組合 ・九州労働金庫
- ・鹿児島きもつき農業協同組合 ・肝付吾平町農業協同組合 ・そお鹿児島農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

※ただし、ゆうちょ銀行は代行手続きが出来ないため、直接郵便局において手続きを行ってください。

(4) 口座登録完了のご案内

口座登録が完了しましたら、本人控え及び口座開設通知を送付します。

4 留意事項

○書類不備の際の連絡のため、連絡先電話番号は必ず記入してください。

○口座振替の終了は金融機関への廃止手続きが必要です。卒園及び退園された際は、必ず廃止手続きをお願いします。